

防府市地区担当職員設置要綱

平成23年4月1日制定

(設置)

第1条 地域づくりのための協力等を行うとともに、行政情報の提供及び共有を図るため、市内各地域に地区担当職員及び地域支援担当職員（以下「地区担当職員」という。）を置く。

(任命)

第2条 地区担当職員は、職員のうちから市長が任命する。

2 地区担当職員を置く地区及び人数は、別表に定めるとおりとする。

(所掌事務)

第3条 地区担当職員の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 担当地区の実情、課題及び要望等の把握
- (2) 担当地区の地域づくりに向けての協力
- (3) 行政情報及び地域づくりに関連する情報の提供、文書の配布等
- (4) 担当地区全体を対象とした行事への参加、協力
- (5) その他市長が必要と認めること

(職務等)

第4条 地区担当職員は、地域交流部地域振興課に所属し、前条の所掌事務を適正に遂行する。

(会議)

第5条 地区担当職員相互の情報交換及び連絡調整を図るため、必要に応じて地区担当職員会議を開催する。

- 2 会議は、地域交流部次長が招集し、その議長を務めるものとする。
- 3 会議には、必要に応じて関係部署の職員が出席することができる。

(報告)

第6条 地区担当職員は、4月から9月まで、10月から3月までの各期間の活動内容を各期間終了後15日以内に、活動報告書（第1号様式）により、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 地区担当職員に係る庶務は、地域交流部地域振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

[地区担当職員地区別配置人数]

地区	配置人数
富海	1名
牟礼	1名
勝間	1名
松崎	1名
華浦	1名
新田	1名
野島	1名
向島	1名
中関	1名
西浦	1名
華城	1名
佐波	1名
小野	1名
右田	1名
玉祖	1名
大道	1名

[地域支援担当職員配置人数]

地区	配置人数
特定の地区を 定めない	市長が別 に定める

年度 地区担当職員活動報告書(地区)

年 月 日	活動内容(意見・要望等があったときは、その内容、対応状況を含む。)